

平成30年度 税制改正に関する要望書

《重点的な要望項目》

公益社団法人 日本歯科医師会 日本歯科医師連盟

I 消費税関係

- ◎社会保険診療に係る**消費税は非課税扱い**とし、控除対象外消費税を適切に検証の上、必要な財源確保と**診療報酬改定による十分な補填**を行われたい。
- ◎補填分を超える控除対象外消費税額が生じた場合は、申告の上還付する制度を設けられたい。
- ◎上記非課税制度に改めるまでの期間においては高額な設備投資に対して、全額の仕入れ税額控除を認める特例を創設されたい。

II 事業税関係

- ◎社会保険診療報酬に対する**事業税非課税の特例措置**を存続されたい。
- ◎医療法人の事業税については、特別法人としての事業税率による課税措置を存続されたい。

III 地域医療支援関係

- ◎**社会保険診療報酬の所得計算の特例措置**（いわゆる四段階制）を本来の制度趣旨に基づき存続されたい。

IV 設備投資支援関係

- ◎医療用機器に係る特別償却制度を中小企業投資促進税制と同程度に拡充されたい。